

事務連絡
平成20年5月30日

各市町介護保険担当部（課）長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

介護予防の月額報酬サービスに係る日割りについて

平成20年4月21日付事務連絡「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&Aについて」に示されているみだしのことについて、先日より通知させていただいてますが、国に確認したことをまとめましたので、お知らせします。

貴市町内の地域包括支援センター及び関係事業所へは、貴市町から周知していただきますようお願い申し上げます。

月額報酬とされている介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、原則、日割り計算はしない。

月途中からの利用、月途中までの利用及び医療機関に何日間か入院してた等の場合も、月額満額の報酬で算定する。

例外として、①要介護から要支援になった、②要支援から要介護になった、③同一保険者内の転居等により事業所を変更した場合、④月途中で要支援度が変更になった場合の他、今回のQ&Aに掲載されているとおり、以下の場合も日割り計算を行う。

- 介護予防特定施設入居者生活介護を月途中で退所し、その後、介護予防訪問介護等（上記3サービス）を利用した場合は、1月から介護予防特定施設入居者生活介護等の利用日数を減じて得た日数により日割り計算を行う。
- 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスを利用しない日において、介護予防訪問介護等（上記3サービス）を利用する場合は、1月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割り計算を行う。

※ 同一日でサービスが重なる場合の取扱い

例えば、介護予防訪問介護を午前中に利用した後、やむを得ない事情により、介護予防短期入所生活介護を利用した場合、この日は、介護予防短期入所生活介護を利用した日と考え、この日を減じて日割り計算を行うものとする。（この日は、介護予防訪問介護費は算定しない。予防の利用者の同日利用については、訪問介護費の月額請求と短期入所生活介護費の日額請求の重複報酬請求をさせないため。）厚労省老人保健課企画法令係に確認済。

平成18年3月17日付「費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の中では、短期入所サービスの入退所日においても福祉系サービス（訪問介護等）を別に算定できるとあるが、上記の国の確認事項に基づき、介護予防短期入所生活介護等の入退所日は、介護予防訪問介護費等は、算定しない。

※ 具体的な日割り方法について、別紙参照

(問合せ先)

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課
介護事業者係 有近

TEL078(341)7711 (内線 2945)